

株主提案書

2026年4月 日

△△△△

〇〇株式会社

代表取締役社長 □□ 様

ダルトン・キズナ（マスター）ファンド・エルピー
9440 West Sahara Avenue, Suite 215
Las Vegas, Nevada 89117

キズナ・ジーピー・エルエルシー
ジェネラル・パートナーとして

ダルトン・インベストメンツ・インク
チーフ・インベストメント・オフィサーとして

氏名：James B. Rosenwald III

役職：チーフ・インベストメント・オフィサー

弊ファンドは、ダルトン・インベストメンツ・インク（以下、「弊社」といいます。）が運用するファンドであり、〇〇株式会社（以下、「当社」といいます。）の議決権 300 個以上を 6 か月以上前から自己名義で保有する当社の株主です。弊ファンドは、当社に対して、2026 年 6 月開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、下記の事項を本定時株主総会の目的とし、かつ、同議案の要領を本定時株主総会にかかる株主総会招集通知に記載することを請求します。

第1 提案する議題

1 定時株主総会の基準日変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 定時株主総会の基準日変更の件

(1) 議案の要領

当社定款第〇条（定時株主総会の基準日）を以下のとおり変更する。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（基準日）	（基準日）
第〇条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	第〇条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月15日とする。
2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。	2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会后または総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書および関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計する

ことが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関およびアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本変更は副次的効果として、これまで過度に集中してきた 6 月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、弊社が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。開示スケジュールの合理化を通じて、情報開示の質と市場との対話の実効性を高め、企業価値および資本市場の信頼性向上に資するものと考えます。

以上の理由により、本定款変更を提案いたします。

以上